

無線通信規則委員会(RRB)について

概要

(1) 任務

無線通信規則委員会(RRB)は、ITU 憲章及び条約に基づき、以下の任務を行う組織として設置されている。

- ① 無線通信規則(RR)並びに世界無線通信会議及び地域無線通信会議の決定に適合した手続き規則(技術基準を含む)を承認
- ② 関係主管庁の請求により、有害な混信の事案の調査に関する無線通信局長の報告を審査し、必要な勧告を作成

(2) 委員の選出

RRB は 12 名の委員で構成され、以下の者を全権委員会において選出する(憲章 63 号。米州、欧州、CIS 東欧、アフリカ、アジア・太平洋の地域ごとに選出。

- ① 無線通信の分野において、十分な能力を有する者
- ② 周波数の割当て及び使用について実務上の経験を有する者

(3) 会合

ITU 本部(ジュネーブ)において、通常年 4 回開催される。